

しがぎん福祉基金 2026 年度助成申込要綱

大津市浜町 1 番 38 号
(滋賀銀行総合企画部内)
社会福祉法人 しがぎん福祉基金
(電話 077-521-2207)

1. 目的および事業

当基金は、滋賀県の福祉向上に寄与することを目的とし、主として社会福祉事業に対する助成を中心に行い、あわせて地域福祉に関する実験的、開拓的な企画および事業を助成する。

2. 助成の対象

- (1) 社会福祉を目的とする民間の事業にあって、国、地方公共団体等からの補助および他の民間助成団体からの助成と重複しないものとする。
- (2) 地域福祉に関する実験的、開拓的な企画および事業に対する助成で、対象者は個人、団体、法人を問わない。
 - ①地域社会において援助を必要とする高齢者、障がい者や児童などの福祉の向上を図る目的で行われる民間の企画や事業。
 - ②明確な目的を持ち、実施の期間が確定し、助成金が目的通りの使途に使用されることが確実な企画および事業。
 - ③単なる設備等に要する費用、広報啓発活動や生活改善事業は対象としない。
- (3) 社会福祉事業に対する助成
 - ①社会福祉法に規定する第 1 種および第 2 種社会福祉事業に必要な施設および設備の整備。
 - ②上記事業に従事する人々の活動、環境改善に資する企画、研修も含む。
- (4) その他、当基金の審査基準に基づき総合的に判断する。

3. 助成金額および助成率

1 件あたりの助成金額は 150 万円以内で、かつ当該事業総額の 4 分の 3 以内を原則とする。

4. 助成期間

助成期間は原則として1年とし、継続的な助成は特に必要と認められる場合以外は行わない。

5. 申込方法

助成申込書に必要事項を記入のうえ、市町社会福祉協議会を経由して社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会へ提出する。

＜申込書に添付いただく書類＞

- ①見積書（建物、物品等の場合）
- ②定款、寄付行為または規約（法人、団体の場合）
- ③役員名簿
- ④代表者の履歴書（個人の場合）
- ⑤前年度の収支決算書
- ⑥保有車両一覧表（車両購入にかかる助成申し込みの場合）

6. 受付期間

2025年10月14日(火)～2025年12月15日(月)

＊上記期限までに、各市町社会福祉協議会窓口に必着のこと。

7. 助成決定

助成の採否は、2026年3月開催予定の当基金理事会で決定し、個別に通知する。

8. 助成金の交付

2026年4月予定の贈呈式以降に交付する。

9. 事業の報告

助成事業終了後、速やかに当基金へ完了報告書を提出する。

10. 助成の取消

助成事業の遂行が不可能と認められる場合、あるいは助成金が目的外に使用された場合は、助成の取消または助成金の返還を求めることができる。

以 上